

Japanese Education and the Future of Youth

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/691

冷戦後の日本の教育と若者のゆくえ

—冷戦後日本教育史試論—

江 森 一 郎

Japanese Education and The Future of Youth—An Essay on Japanese Educational History after The Cold War

Ichiro EMORI

目次

- 1) はじめに
- 2) 80年代後半の臨時教育審議会と教育問題の先送り
- 3) 89～91年の冷戦終結と「バブル崩壊」、自民党政権の終焉
- 4) 現在の政府の青少年対策の問題点
- 5) IT革命の可能性と危険性
- 6) 今後の青少年問題にかかわる諸要因
- 7) おわりに

1) はじめに

教育史の役目は、将来の教育を考える際の基本的な視点を提供する事と考える。現在の日本のように、変化が激しく社会の機能が細かく分岐しつつ相互に支え合っている複雑な社会では、どの分野でも単線的な因果関係による将来予測などできるはずがない。せいぜい起こりうると思われるいくつかの方向性や問題点を示唆する事ができれば良いであろう。時代変化が激しい今日、大人と被指導的立場にある子ども、青年がほとんどお互いを理解し得ない状態になっている。ここ数十年の日本社会の急激な変化を背景にした世代間の意識の変化が大きすぎる事が、今日の教育問題の根底にある。

こういう相互理解不可能というありかたは、経済政策、老人問題、農業問題、障害者問題、男女共生社会問題、税金問題、医療問題などなど現代のかかえる難題のすべてを多かれ少なかれ貫く対立の一部でもあろう。それらの解決がどのように図られて行くのかあるいは更に混乱

を極めるのかは、誰にも確実には予測できないが、それでも、現代の教育の重要な問題点を時代の流れの中で浮き彫りにする試み自体は必要である。

現代日本社会において共通理解となりつつある最近の学校教育の大混乱、その背景にある多くの「青少年」(ただし、「青少年」という言い方は、青少年は未熟であり、大人は成熟あるいは完成しているという前提が含意される概念であり、この概念自体の修正が必要であると私は思うが、その検討は別の機会に譲り、青少年という概念をここでは便宜的に使用する。)が直面している心理状態の問題性という事態は、教育内容の多少の改善や教師の質を改善すれば教師たちの力だけで改善できるような問題ではない。数十年来なりゆきに任せてきた現代日本社会の体質・構造にかかわる問題であるが、ついここ10年来の子どもたちの驚くべき行動の噴出が契機になって、社会全体に自覚されはじめたという事であろう。

そもそも、矛盾をもたない社会システムなど

存在しないが、選抜と教育の相容れない両側面をもつ近代学校教育も、本来的に解決困難な矛盾をはらんでいた。その意味では、我が国でも学校制度が整ってきた明治後期以来教育矛盾がなかった時期など存在しない。

しかし、大学を含めた「今日的な学校教育の空洞化」は、共通一次試験(1979年)がはじまった70年代後半頃から顕著になり、次第に悪化しつつ今日に至ったと思われる。

その根拠は、この頃から子どもの学校通学以外の進学塾通いが、全国的に一般化したからである。¹⁾「今日的な学校教育の空洞化」というのは、国民全体が学歴重視などの学校的価値観に染め上げられた「学校化」社会の出現によって生じた学校教育の空洞化(制度の高度化・複雑化とそれに平行する内容・実態の虚偽化)を意味する。

2001年の秋というこの試論執筆の時点では、日本の教育は、政策や現場の対応が悪ければ全国的に収拾がつかないくらいに多方面の破局に立ち至る危険性も秘めたところまできていると、広く国民に認識されはじめている。そういう意識や問題状況を背景にした小説、たとえば重松清『ナイフ』『エイジ』²⁾、高見広春『バトル・ロワイヤル』³⁾、村上龍『希望の国のエクソダス』⁴⁾なども、大きなあるいは静かな話題になっている。

日本教育史の研究者は数多い。しかし、戦後日本の教育史を専門にする人は少ない。特に、ここ10~20年来の日本教育史を専門に研究する人はほとんどいない。多種多数発刊され続けている教育雑誌は、主として管理職を含む教師、教育行政担当者や保護者、子どもなどを読者に想定して、それぞれの時代にそれぞれの角度から詳細に時の教育政策や教育実践、受験対策等々の課題を論じ、当面の解決策を提示する事を主目的としてきた。しかし、十年二十年の少し長いスパンで全体的に考える事はきわめて少ない。

私は、最近の世相や学生の変化をみるにつけ、現在の日本の教育への危機感を強めていたが、自分もこういう状況に積極的に発言してみなければとの思いが最近特に強まってきた。そこで自分の担当である日本教育史関係の授業でも、最近の教育状況に対する整理したみかたを自分なりに提示してみたいと考え、その準備のためにここで大まかな素描を試みてみた。もちろん、短いものとはいえ私にとってはじめての戦後教育史の体系的叙述の試みであり、誤解や偏見を含まざるをえないものである。

2) 80年代後半の臨時教育審議会と教育問題の先送り

1984~87年に開かれた中曽根首相直属の臨時教育審議会は、「戦後政治の総決算」を掲げた首相自身の意気込みの強さもあり、これまでの文部大臣直属の中央教育審議会による文部省中心の教育政策の決定方式を超え、従来の学校システムを「個性重視」の理念のもとに抜本的改造しようとする大胆な意図・強力な体制のもとに発足した。しかし、その精力的な審議の結果は即効性のある改革を打ち出しえず、最終的には文部省の巻き返しが効を奏して、文部省が主導権奪還の形となり⁵⁾従来の文部省の政策を一変させるような劇的な教育改革に結びつかなかった。

青少年を形容する「新人類」という言葉が登場したのは、1983~4年であると言われるが、⁶⁾80年代に入ってから、すなわち81年には各地の中学校が卒業式を制服警察官の警護のもとで行わざるをえないなど、中学校の荒れが明らかになり、校内暴力が増え始めていた。

80年代後半には、いじめによる子どもの自殺も現われ始め、名古屋アベック殺人事件(88年)、女子高生コンクリート詰め殺人事件(89年)など、青少年の凶悪犯罪も生じるまでになっていた。⁷⁾したがって、当時から国民の教育改革による期待はきわめて強かったのである。文部省

関係者は否定したいだろうが、ここで強力な改革ができなかったことが、90年代の教育問題の全般的な深刻化を招いたという視点がありうると思う。

しかし、アメリカの新自由主義者・フリードマンなどに依拠した民間活力の活用に期待する教育の自由化・個性化を促進する方向が、この審議会で決まった。また、生涯学習の観点から学校教育を見直すことや、教える立場より学ぶ立場を中心に考え、社会実態にあわせた教育制度や内容を策定してゆくことなどが、その後の文部省の政策の基礎となったことも事実である。⁹⁾しかし、90年代前半の文部省の政策は、結局教育状況をさらに悪化させた点で失敗だったと言わざるをえない。

80年代末から90年代はじめの文部省は、臨教審答申に沿って各学校段階の学習指導要領を見直し、「新しい学力観」を提起し地方自治体の生涯学習のとりくみの積極化、小学校低学年における生活科の実施、高校における総合学科の新設などの、進学を中心としない中等教育の改革に力を入れた。92年8月の高校入試多様化の提言や、93年の中学校の偏差値関与の全面禁止など、子どもへの受験圧力の緩和もあった。学習指導のありかたについても「指導から支援へ」、学力の評価も「知識・理解」から「関心・意欲・態度」というスローガンで「新学力観」を旗印に改革を進めてきたといっておこう。

しかし、1986年の東京の中学生、鹿川裕史君の盛岡駅での自殺に象徴されるような80年代から続く残酷ないじめや、いじめによる不登校は、90年代も漸増しており、94年11月27日におきた愛知県西尾市の大河内清輝君のいじめによる自殺事件などに象徴されるように、いじめに起因する子どもの学校ストレスは更に増大・深刻化していた。文部省は、この年の12月16日はじめての全国都道府県・政令市の教育長会議を召集し対策を練ったが、その後も、中学生の自殺が相次いだ。

文部省主導の90年代前半の政策は、それ自体

の意図は了解されるが、この頃の政策はその結果に対する予知能力に欠けており、結果的に学校教育をさらに虚偽化した。すなわち、偏差値による評価の廃止の代わりに、「新学力観」のスローガンのもとに観点別評価を導入（93年から）し、積極性や協調性などの客観的に評価できないものを教師が内申書で評価するようにした。また、92年の生涯学習審議会がボランティア活動を生涯学習とし、国の規制緩和策でもボランティア活動の単位化を提言する雰囲気の中かで、入試の際の評価の対象として内申書でこれを評価する傾向を生じさせ、結果的に教師の生徒に対する心の管理を更に進行させた。さらに教師・生徒関係を陰湿化・複雑化し、敏感な生徒は内申書の評価を良くしてもらいたい願望と、そういう含意を含んだボランティア活動への参加への後ろめたさに悩んだ。当時の新聞や教育関係雑誌には、このような矛盾を様々な例で紹介していた。したがって、この時期の文部省の施策は大失敗であったと言うべきである。

なお、95年には対処療法的な施策として全国154校（各都道府県3校）にスクール・カウンセラーを置くこととし、その数を順次増大させてきた。しかし、この施策は、関係学会の利害や戦略、あるいは教員需要が減った中での教育学部生の就職口確保運動、私学の心理カウンセラー関係学部、学科の創設ブームなどと、それに対するアダルト・チルドレン的傾向の受験生の関心の高揚というように、狂騒曲を奏でたが、冷静にふり返れば、単に学級定員を減少させて教師の数を増加する場合とどちらが良かったかは、よく分からないのではなからうか。

また、臨教審第一次答申をうけて79年に始まった共通一次試験を、1990年には、大学入試センター試験に変えた。これは、受験生の負担を減らすため国立大学の入試に多様性を持たせる趣旨だったが、同時にこれを機会にセンター入試を私大にも拡大することに当局が力を入れたことに現れているように、実際には高校生の「学校化」をさらに進めて、学校化社会から離脱し

ようとする若者をなんとか取り込もうとする施策という面があり、多くの若者をいよいよ息苦しくした。

その上、従来から批判の多かった共通一次関係者の存続をはかり、その生き残りをはかる事に隠れた意図がある施策にみえる面もある。

要するに、教育政策は、うたわれる目標・目的と現実が齟齬し、しばしば、目的とは反対の結果を生むことを戦後何度も繰り返している。

「新人類」登場にひき続き、80年代中頃から大量の「オタク」青少年が登場した。「オタク」といわれた人々の増殖は、若者に影響力の強かった多様なサブカルチャーの展開と平行しており、すでに援助交際少女や脱社会的少年を多量に生み出す素地があったことを示していた。社会の学校化、情報化が更に広く浸透するなかで、能力差、異性への人気がいよいよ少数の個人に集中する事態が明瞭になり、多くの普通の若者を窮地に追いやった。いじめの増殖する要因は、深く静かに進行していた。こういう教育政策の失敗という状況の中で、少女の援助交際、少年の凶悪犯罪の多発というあだ花が咲き、かつ散ったのである。

なお、以下で述べる90年代の若者の痛々しい受難・受苦の歴史は、直接的には恐らく政策の失敗だけには帰せられない高度成長時代以後の日本社会のありかたそのものに関わる問題でもあった。したがって、サブカルチャーにひたった少年・少女時代を自ら送り、このような動向を体験してきた一部の若い論者は、来るべき90年代の若者の状況を予見していた面がある。

女性の一部にファンの多い「やおい」(男子同性愛)漫画・小説の作家である中島梓(別名栗本薫)の「いま一番変なのは、実をいうとちょっと変でなかったはずの、『ほんとうに普通』だったはずの人なのである」との先駆的指摘など象徴的である。(中島梓『コミュニケーション不全症候群』1991年9月)⁹⁾

他には、浅羽通明「高度消費社会に浮遊する天使たち」¹⁰⁾1989、宮台真司ほか『サブカルチャ

ー神話解体ー少女・音楽・マンガ・性の30年とコミュニケーションの現在』¹¹⁾1993などの指摘・分析が、その例である。

3) 89~91年の冷戦終結と「バブル崩壊」、自民党政権の終焉

1989年は、1月7日の昭和天皇の死去、6月4日の天安門事件、11月10日のベルリンの壁崩壊、12月2日の米ソ両首脳のマルタ会談での冷戦時代の集結宣言。12月25日独裁者チャウセスク・ルーマニア大統領夫妻の処刑など国際的ビッグニュースが相次いだ。91年7月1日のワルシャワ条約機構解体、同年12月21日のソ連邦解体を迎えるまでもなく、国際政治史的には、1989年が第2次大戦後の国際政治上の最大の転換点となった。

すでに60年代後半の文化大革命後の中国から伝えられた状況などにより、誰の目にも偶像としてのマルクス主義は色あせたものになっていたが、旧知識人を中心にしたマルクス主義に対する幻想が決定的に壊れた点や、短期間に大きな国家組織も壊滅するという現実が、大学生をはじめ若者の感性や行動様式に与えた影響は大きかったと思われる。

日本では、株価・地価の異常高騰が続いたが、90年はじめに株価・為替の大暴落などのいわゆるバブルの崩壊が兆し、その後金融・証券不祥事が相次いだ。ついに93年8月6日には、1955年以来の自民党政権維持ができなくなり、日本新党を中心とした細川連立内閣が成立する。しかし、国民の大きな期待に反して政治・経済の混乱は相変わらず収拾できず翌年辞任し、その後の経済は多額の公金を度々投入しても悪化の一途を辿った。今日では「小泉改革」のなりゆきによっては、日本発世界恐慌の可能性も心配される状況にたち至っている。

世界情勢や国内の経済情勢の激変が若者の行動様式にどの程度影響したのかは、判断が難しい。しかし、結果的にバブル崩壊のプロセスと

ほぼ平行して、以下に述べる女子中・高校生の行動様式が爆発的に変化したといえよう。

89年8月の連続幼女殺害事件でホラービデオ等の規制への一時的関心の高揚があり、90年夏頃からの自治体や代議士による官民一体となった有害コミックの排除運動に発展した。¹²⁾それにも関わらず、この段階での政策が、現実の青少年の行動の変化・激変を予測できず、規制条例制定運動に走った大人たちの意図が実現出来なかったことは、その後の若者の行動が証明した。こういう大人の外面的な対処療法的対策が、状況によってはかえってマイナスにはたらく事を示唆している。

すなわち、1993年のブルセラ騒動、94年のデートクラブ騒動、95～6年には援助交際騒動が引き続いてマスコミの好材料として騒がれ続けた。それ以前にこのような兆候はあったが、93年春頃からは、「大爆発」ともいえる急激な展開であったという。この動向に対応して95年の秋以降、地域の要望も強かったため各自自治体は法的規制に走り、テレクラ規制条例が制定ラッシュになった。確かに女子中・高生の売春、援助交際は、多くテレクラの利用によっていた。テレクラを通して、少女たちが日本社会が男の売春天国であるという隠された真実を知ってしまった事が、少女たちによる援助交際の盛行に更に拍車をかけたという。¹³⁾

女子中・高校生の性に関する行動様式の変化は、当初は彼女らの親を含めた古い世代には理解不可能な衝撃的なことであり、それゆえに興味本位にマスコミで集中的にとりあげられたが、この現象も紛れもなく90年代中期の女子青少年の意識の変化を象徴していた。すなわち、結婚前の女性は処女であるべきだという「神話」が彼女たちの意識（社会認識）の中で意味を持たなくなったのであろう。

また、95年1月には死者約6000人を数えた阪神大震災があり、その3月にはオウム真理教による「地下鉄サリン事件」が引き起こされ、死者12人を出した。その後少しずつ明らかになっ

た教団の実態に、訳も分からない現代社会に対して底知れない自分の不安を重ね合わせる面が多くの人にはあったのではなからうか。この不気味な教団に多くの高学歴者やまじめな青年が吸収され、来るべき「ハルマゲドン」に備えた劇薬や武器の製造が行われていた実態も明らかになった。「オウム」では、大目的のためには殺人も正当化されていたことをみんなが知った。

オウム真理教事件から社会が学んだものは、日本社会全体が大きく病んでいるという実感だったのではなからうか。

他方、この年の10月から翌年3月にかけて大型アニメ「新世紀エヴァンゲリオン」が連続放映され、多くの若者に熱狂的に迎えられた事も見逃せない。「新世紀エヴァンゲリオン」を全編をみた成人は今も少ないと思われるが、男女を問わない現在の若者の心の傷の深さが、この作品へと若者を惹きつけた一面があったことは明らかである。

それは、全体的に陽性から陰性の若者意識の時代的変遷を反映しているものの、1992年4月に急逝し、「とにかくもう学校や家には帰りたくない、自分の存在が何なのかさえ分からず震えている15の夜」（「15の夜」）などと唱い、学校や教師への絶望を絶唱（「卒業」）していた尾崎豊や、現在の若者に人気のある歌手・浜崎あゆみなどの歌詞そのもの、あるいはその背景にある社会的絶望感と共鳴する部分も多い。すでに92年4月の時点で、尾崎の葬式に雨の中で約4万人を越える若者が参列者があったことの意味を深く考える大人がどれだけいたのだろうか？¹⁴⁾

1997年4月にはついに「学級崩壊」が全国的话题になるようになったが、この年5月、すべてが計画的・合理的に設計されていたかにみえた神戸の大型ニュータウンが舞台になったいわゆる酒鬼薔薇事件が人々を驚愕させたのは、記憶に新しいことであろう。翌年3月の雑誌『文藝春秋』は、この本人の検事調書を公開し、少

年保護の観点から論議を呼び回収されたが、それはともかく、これを詳細に検討した立花隆は、「当人は少なくとも犯行当時正常な精神状態であったと考えざるを得ない」としていた。一見正常な子どもがこういう残酷極まる犯罪を平気で犯せるという事の問題性・重大性に、誰もが震撼すべきであろう。

さらに98年1月黒磯中学校で中学生による26歳の女教師の殺人事件もおこり、さらに不気味な現象が続発する前兆かと多くの人が思ったのではなかろうか。文部省では、黒磯中学校事件の後、臨時の「都道府県・指定都市教育委員会生徒指導担当課長、社会教育担当課長会議」を招集し、ナイフ事件多発への対応を検討した。¹⁵⁾

3月10日、当時の町村文相は、

「子どもたちへ、ナイフを学校に持ち込むな、命の重さを知ってほしい」「保護者、学校関係者、そして全ての大人たちへ」

という二つの緊急アピールを出し、それを文部省ホームページの冒頭に掲げるまでになった。

少年のナイフ事件の多発は、この後の少年事件の展開如何によっては、日本の教育行政全体が崩壊すると思われるくらいの危機感を教育行政関係者に与えたのであろう。

しかし、この文部大臣の緊急アピール後2ヶ月も経たない内に、すなわち5月の連休明けには、愛知県豊川市で学業もスポーツも優秀な高3男子少年による主婦殺害事件及び佐賀県の少年による高速バスを乗っ取り殺人事件が連続して起こった。また、6月にも後輩4人をバットで殴り重軽傷を負わせ、自分が殺人犯となった場合、母親にそれを知られるのが耐えられないとして母親を殺害した岡山県金属バット殴打事件も起こった。いずれも17歳少年であり、17歳という年齢段階の特殊性についても関心が高まった。この後も7月、8月に山口県、大分県で少年による母親や近隣家族の殺害事件が続い

た。

このような状況の中で、少年の将来性の配慮を主眼としていた未成年保護的色彩の強かった少年法の改正への世論が高まった。多くの議論があったが、結局少年犯罪の刑事罰の適用年齢を16歳以上から14歳以上と2歳引き下げる事を中心にした施行以来半世紀ぶりの改正案が、昨年(2000年)11月に成立したことは、記憶に新しい。

また、97年の酒鬼薔薇事件後、TBSの番組「ニュース21」に出演していた高校生が「なぜ人を殺してはいけないのか?」と質問し、居合わせた青少年問題にかかわる著名な小説家(灰谷健次郎、柳美里など)がその場で答えられず、その後この問題にどう答えるかがマスコミ上の話題になった。¹⁶⁾

以前は少女の拒食症、過食症やリストカット(手首きり)が話題になっていた。しかし最近では、男の子の方がさらに生きづらくなっているというのが現実であろう。宮台真司の「ひきこもりは8割が男の子、ストーカーも9割が男の子、キレる子も9割が男の子」という指摘があるが、その理由の一つは「女の子の方が、世界と自分のマッチングが悪いときに、どうそれを処理すればよいかの選択肢が多いから」であるという。なお、別のところで氏は、生得的理由もあるのではないかとしている¹⁷⁾。

しかし、以下の点も重要であろう。すなわち、男性青少年は高校の家庭科は男女共修(94年4月)になったものの、かつて要請されていた古い男役割意識を抜けきれない教育を受ける一方、男女雇用機会均等法(1985年6月公布、86年4月施行)やその改正(1999年)あるいは「男女共同参画社会基本法」(1999年6月成立)に象徴されるような「男女共生社会」化に敏感に反応している女子青少年の意識変化に追いつけないという「時代変化への感度の落差」が大きいということである。

酒鬼薔薇事件以後、いわゆる社会内存在あることを断念し、別の世界に生きる事を選んでし

まった酒鬼薔薇少年のような「脱社会化」した若者が他にもかなり存在すること、またその予備軍も多数存在する事が判明したという問題がある。

そういう少年は、成績優秀で普段はなにも問題を起こさない場合が多いと言う。最近の中学生の意識調査によると、人を殺したいと思った事があるとか「殺人をおかしそうだ」と答える中学生の数がかなり多い（5割以上）ということ¹⁸⁾からも、大量の若い殺人者予備軍の存在を推定出来る。

このような「脱社会化」少年がかなり生じていることの問題性は、宮台真司が特に世論を喚起している点であり、私は何も付け加えるものを持たないが、そういう若者を生まない社会のあり方を考えることが、今や緊急の課題でなろうか。

また、今までのようにアメリカでも分類不能のためにつくったカテゴリーである「人格障害」などというレッテル張りや気休めの対処で終わらせるのではなく、宮台が指摘するように、すでにそうさせてしまった少年に対して、彼らを治療対象とするプログラムを組まないと社会的に大変な事件を多数ひきおこす危険性がある。脱社会的若者への対処は、確かに社会維持という観点からも緊急の課題であろう。¹⁹⁾

4) 現在の政府の青少年対策の問題点

「教育荒廃」ともいうべき事態のなかで、2000年3月小渕首相の時代に「戦後教育の総点検」という理念のもとに、「自自公」三党合意のもとで教育基本法の改正も視野に入れた教育改革国民会議²⁰⁾は、小渕首相の緊急入院（4月）後、その地位を継承した森首相にも継承された。

同年12月22日に提出されたこの会議の最終報告では、「教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画」や「新しい時代にふさわしい教育基本法を」の戦後の教育政策の抜本的変更を含む「教育を変える17の提案」をまとめ、これ

にもとづき文部科学省は、「21世紀教育新生プラン」を策定した。

この「21世紀教育新生プラン」について文部省は、

「教育に対する国民各界各層の皆様の信頼に応えるためには、『最終報告』で指摘されているようにスピーディーな改革の実行が不可欠です。新世紀が始まる本年（2001年）を『教育新生元年』と位置付け、このプランに基づき、改革を果敢に実行していく決意です。もとより改革を着実に推し進めていくためには、学校や教員をはじめ産業界、関係機関・団体の積極的な取組はもちろん国民の皆様のお理解と御支援が是非とも必要であります。今後、国民各界各層の皆様のお意見や御提案を十分に頂きながら、教育改革を一大国民運動として展開していきたい。」²¹⁾

と、「教育新生」のための「スピーディーな改革」を宣言している。ここでは、文部(科学)省は、新世紀が始まる本年（2001年）を「教育新生元年」と位置付け、「教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を」や「新しい時代にふさわしい教育基本法を」の提言を継承しつつ、改革を果敢に実行していく決意をうたっているのである。²²⁾

当初「教育国会」とすることが目指された今国会では、今後の改革の基礎作業として教育改革関連6法案の成立に止まった。しかし、当初の予定を1年繰り上げて、2002年4月から学校週5日制を実施する。これからは90年代初頭の「新しい学力観」の延長線上に「生きる力」すなわち、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動してよりよく問題を解決する資質や能力」の育成を目的とし、他方で従来の教育内容の方は約3割減といわれる新学習指導要領も小・中学校で実施される。社会人の教師採用や社会人による授業、総合学習

の実施など「学校化」の行き過ぎの是正、方向転換が図られつつある。

また、現在の新中教審のもとで、更なる教育改革に向けた審議が進められている。ここでは、たびたび新聞でも報道されたように、作家・曾野綾子委員の2000年6月15日提出レポート「教育基本法について」(教育改革国民会議 第1分科会)に端を発する奉仕活動の義務化や教育基本法の見直し、主要な論点になる可能性が高い。しかし、それは、これからの青少年をめぐる状況をさらに悪化させる危険性を孕んでいることは、後に述べる。

他方で、2001年1月5日中央省庁等再編以後、1999(平成11)年7月の第15期青少年問題審議会答申(「戦後」を超えて—青少年の自立と大人社会の責任—)により提案された事項の具体化に向けた研究を行うため、2000年(平成12年)4月から「青少年政策の総合的推進に関する研究会」が開催され、同年12月に報告書を取りまとめた。これにもとづき、2月28日内閣府政策統括官(総合企画調整担当)、内閣府大臣官房審議官(総合企画調整担当)、総務省大臣官房長、法務省刑事局長、最高検察庁検事、外務省大臣官房文化交流部長、財務省大臣官房審議官(理財局担当)、国税庁長官官房審議官(酒税担当)および農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁各1名、文部科学省3名、厚生2名の関係部局局長、オブザーバーとして最高裁判所事務総局家庭局長という大がかりな構成メンバーによって、「青少年の健全育成及び非行等問題行動の防止に関する青少年施策を総合的かつ効果的に推進するため」に青少年育成推進会議を定期的で開催するとともに、必要に応じ随時開催することとされた。²³⁾

このように、中央省庁再編で設けられた内閣府のもとで文部科学省を越えたレベルでの青少年対策も本格化している。青少年問題は、国の命運を左右するというほど重視されているということである。ここでは、「青少年(育成)基

本法」制定の動きもあるという。²⁴⁾

ところで、これら最近大きな潮流となっている政府の青少年対策について、教育社会学の門脇厚司氏は、次のように警鐘を鳴らしている。

刑法適用年齢を2年引き下げる事を中心とした改正少年法も、「問題児への毅然とした対応と奉仕活動の強要と学力低下の防止が中心となる中身の」教育改革国民会議答申も、「大人たちの子どもや若者への苛立ちの表明」であり、大人自身の問題とし、「大人自身の社会力を強める」事こそ大事である。²⁵⁾

このような認識こそ今後の課題ではなかろうか?今日の社会体制も経済情勢も大人たちがつくり、維持してきたものであり、大部分の青少年はその体制の中で従順に従うことのみを強制されてきたのであり、彼らの大部分が息苦しい生き方しかできないとすれば、それはまず、大人たち自身の問題ではなかろうか。

「若者への苛立ち」を背景にした厳罰主義や社会参加の義務化を強行すれば、更に事態を悪化させる危険性がある。

5) IT革命の可能性と危険性

90年代日本の教育に関わる大きな問題の一つは、情報技術(IT)の発達と普及であろう。

IT革命は、『第3の波』の著者A.トフラーなどによって第三次産業革命と位置づけられてきた²⁶⁾が、その大波がついに90年代に日本を襲った。84年に臨時教育審議会が発足したとき、臨教審第二部会長もつとめた石井威望氏が、パソコンを小中学校に導入すべきだと提案した。そのとき文部官僚たちは、「パソコンおたくになるから駄目だ」という理由で反対したというエピソードがある。この時学校にパソコンを導入しなかったことが、日本のIT化を決定的に遅らせたと言っている石井氏は言う。²⁷⁾

1980年代半ばにアメリカを中心に始まった情報技術革命は、先進国に急速に波及した。第3次産業革命（情報通信革命）の波に、今の日本は洗われている。パソコン、インターネット、光ファイバーの3つの基本技術の面で、飛躍的な発展をとげつつあり、将来もその技術進化のスピードは等比級数的な発展をしている。²⁸⁾特に現在の日本では、技術革新によるブロードバンド化が急速に進んでいる。音声入力ソフト、翻訳ソフトなどの進歩もめざましく、これらの性能や利便性の向上が、パソコンの可能性をさらに飛躍的に高める可能性もある。

また、携帯電話の発達の影響の大きい事は言うまでもない。1987年に重さは約900gの「携帯電話」が登場したが、それはそれまでのショルダーホンの三分の一の軽さだったという。1991年には220g（ムーバP）の軽さを実現した。92年、当時のNTTから移動通信部門が独立し、NTTDoCoMoとして営業を始め、現在もグローバルな戦略をにらみつつ新電電系の他社と激烈な開発競争を続けている。大容量で動画の閲覧も可能となる「第3世代」の携帯電話は、今実用化が進行中である。

1998年8月文部省では、情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて対応を急ぐ報告書をまとめた。²⁹⁾現在急速に進んでいる一般家庭パソコンのブロードバンド化（CATVやADSL・光ファイバーによる）は、家庭のIT環境を大きく変える事は明らかである。自宅での多方面の高度でわかり易い学習が、時間や時期を問わず可能になる家庭が多くなる。

したがって、近い将来パソコンを通じた学習は、自習に大幅に移行させるようなカリキュラム改正が現実的な日程にのぼる可能性が大きい。文部省の「21世紀教育新生プラン（レインボープラン）」では、2008（平成17年）までにすべての小中高での教室の授業で、コンピュータを活用できる環境の整備を組み込んでいるが、家庭や個人のブロードバンド化の方が先行する場合が都市では多くなる。

また、若者が携帯端末を使って普通にインターネットを使うようになると、彼らの生活様式、行動様式にも大きく影響を与えるだろう。すでに、インターネットの普及は、「オタク」の心性や行動様式に変化を与えているといわれる。彼らの情報交換の場は、「コミケ」中心から小さな「オンリー即売会」を好むようになったという。³⁰⁾若者の関心は更に分化し、お互いに他人の関心や分野に関心を持たなくなっているのである。若者のコミュニケーションの個別化・抽象化・特殊化がさらに進み、相互理解がさらに難しくなっている。

インターネット上の巨大無記名掲示板「2チャンネル」などの意義や問題点は、これからも論議の対象になるだろう。1998年頃から知られていた「プチ家出」は、今夏は相当増加した模様である。インターネットでこの言葉をキーワードにして検索すると、ここ数ヶ月で飛躍的に実行例が増えているのが分かる。大学や短大での大教室の講義中のおしゃべりは、かなり前から知れ渡っている事実であるが、現在は様変わりしており、今は携帯電話によるメールの交換で退屈を紛らわしており、講義中は異様に静かな場合が多いという。

6) 今後の青少年問題にかかわる諸要因

元警視監、宇田川信一氏によれば、1996年の凶悪犯少年は、1400人以上にはならなかったが、1997年以降2200人前後となり、あきらかに増えている。〈図1参照〉

また、2001年8月24日文部科学省発表「平成12年度の生徒指導上の諸問題の現状について」速報（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/13/08/010823.htm）によると、

1、暴力行為の発生件数は、学校内34,595件（前年度31,055件）で11.4%増 学校外では5,779件（前年度 5,523件）で4.6%増である。〈図2参照〉

なお、ここでいう暴力行為とは、「対教師暴力」「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為に限る)「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力を除く)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態を指す。

2、いじめの発生件数30,918件(前年度31,359件)で1.4%減。

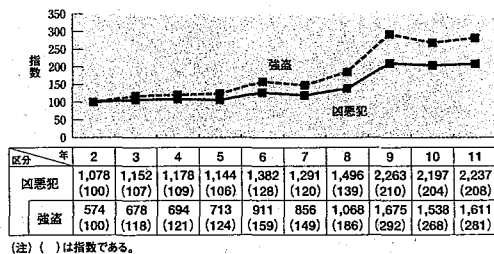
3、不登校児童生徒数134,282人(前年度130,227人)で3.1%増。

4、高等学校中途退学者数109,146人(前年度106,578人)で2.4%増[中退率 2.6%(前年度 2.5%) 0.1%増]

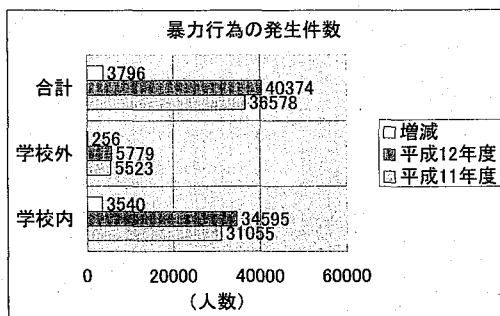
である。

深刻な状況にある少年凶悪犯罪 (平成2年~平成11年)

平成11年に凶悪犯罪で検挙された刑法犯少年(以下「凶悪犯少年」という)は2237人で、前年に比べ40人(1.8%)増加し、3年連続して2000人を超え、依然高水準で推移している。
特に、強盗の検挙人数は1611人で、前年に比べ73人(4.7%)増加し、昭和42年以降の最悪を記録した。



〈図1〉



〈図2〉

さらに、2001年8月発表の警察庁報告によれば、

「平成13年上半年<1月から6月>における少年非行は、前年同期に比べ刑法犯少年(刑法に規定する罪などを犯した触法少年、少年法第3条第1項による)の検挙人員が3年ぶりに増加した。凶悪犯は減少したものの、依然として深刻な状況にあり、さらに暴行、傷害及び恐喝等の粗暴犯の検挙人員が2年連続して増加するなど、非行の凶悪化、粗暴化の状況がうかがわれる。」とある。特に粗暴犯について、「検挙人数は、8987人で前年同期に比べ491人増加し、昭和63年以降の最高を記録した。」³¹⁾

とある。

これら最新のデータは、青少年をめぐる状況が容易ならないものであることを示している。

又、最近(2001.9.)総務庁内閣府による『青少年の社会的適応力と非行に関する研究調査』の結果が発表された。この調査は、2000年9月から10月に全国的に行われた調査票により実施された。

これによると、「ほとんどの人は基本的に正直である」と「ほとんどの人は基本的に善良である」という問いに対し、一般少年も補導少年も「そう思う」という回答が2割に満たない。特に、中学生女子の補導少年は、両者とも6.5%しかいない。「あまりそう思わない」と「そう思わない」を加えると、両者とも一般少年、補導少年とも5割近い。大人に対する信頼感が大きく揺らいでいる事が表われている。これは、現代の青少年非行問題は、実は大人社会そのものの問題であること、すなわち、現代の成人が若者の信頼を得られていないのである。その事をはっきり示すデータではなかろうか?再教育すべきは、若者というよりは大人の方である。

今年の1月、全国各地の成人式の混乱が話題になった。自治体は若者に騒がれない式にするために頭を悩ませており、国はこの対策の参考のために成功のためのアイデアや具体例をネット上に紹介している。³²⁾

このような事態からみると、今15～20歳位の世代がこれから問題行動を起こす可能性が高いが、彼らは「キレる自分」「アダルトチルドレンな自分」を自覚しているとも言われる。³³⁾自らを相対化できている面があるが、他面で、矛盾をさらに内向させている危険性も大きいのではなからうか。今後の若者の動向は、予断を許さないというべきであろう。

したがって、これからの青少年の行動にかかわるであろう諸要因については、あらかじめ予測しておくに越したことはない。多少飛躍した議論もあろうが、以下で論じるいくつかの問題は、大問題に発展する危険性も秘めている。

「引きこもり」は、「全国引きこもりK(強迫性障害)H(被害妄想)J(人格障害)親の会ホームページ」(<http://www.khj-h.com/>)によれば80万家庭、近く100万家庭に及ぼうとしているという(2001年9月時点)若者の問題行動に手が施しようのない事態が目前に迫っていると思われる。

鬱病が、かなり前から医学的に完治できる病になっているように、医学、科学の進歩によってかなりの心の病も薬物によって癒される時代になっている。むやみに社会不安を煽るのではないが、高度な文明と裏腹に、様々な要因から若者が生きづらい現実がさらに深化する可能性は大いにある。それは別に深く追求したい。

厳しい規制をしたとしても、多少の違法性があったとしても薬物使用により一時的な絶望感からの逃避やハイな気分を味わおうとする人間も、民主主義体制の基本が維持されるとすれば、さらに増えて行くことになる。多少の違法行為は、表面化しているものが少ないだけで、警察や高級官僚もたくさんやっている事は、今や誰も疑っていない。

詳述は別の機会に論じるべきであるが、薬物使用の可否の境界線は誰にも引けない面がある。若い男性が特に強く悩まされる性欲の処理も、従来とは違う多様な形で処理される時代がすで

に来つつある。

サイバー・スペース(電腦空間)が人間に占める位置は、人類絶滅の危機に突然直面するようなことがなければ、これから飛躍的に増大する。人間自身の部分的サイボーグ(改造人間)化も、ますます進行する。サイバー・パンク小説の世界は、今やSF小説の世界のみの絵空事ではなく、可視範囲に入りつつある。このような社会の急激な変化に現代の社会体制への展望は、多くの大人にはまったく用意が出来ていないといってもよいのではなからうか?

インターネットの普及により生じる社会変化の問題だけをとっても、それは明らかである。³⁴⁾ 実は、近代社会の骨格とも言える法体系そのものが、現代では混乱の渦中にある。³⁵⁾

人間は本来理性的な独立して判断できる主体であり、まっとうな一人前の人間になるための最低限の教育(義務教育)を受けて成人すれば、特別の例外(遺伝的犯罪者や異常者など)を除けば、社会の一員として責任を果たし、まっとうな判断ができるはずであるというような事が前提になって今日の法体系ができているが、そういう前提自体が何の根拠もないことは、裁判官、高級官僚、教師、警察官が日々起こしている事件で誰もが思い知らされている。

また、犯罪を犯した人に対する処罰のシステムも、いかにインチキなものであるかは、薬物所持で逮捕された『完全自殺マニュアル』の著者・鶴見済の「懲役一年半、執行猶予三年」の有罪判決にいたる体験記などをみれば、一目瞭然である。³⁶⁾

しかし、このような社会の急激な大変化は、ほんとうは若者の野心や探求心や課題解決への意欲を大いに刺激する可能性も秘めてはいないのだろうか?その可能性を実践的、理論的に追求すべきであろう。「終わりなき日常」に「まったり」生きる(「意味を求めず、今ここを楽しむ」生き方のこと。宮台真司『これが答えだ』³⁷⁾ 212頁参照)ほかない若者を量産するのだろうか?それはこれからの日本社会のありかたに直

接かかわる事であろう。

7) おわりに

現在日本社会を実質的にリードしている50歳前後の「団塊の世代」は、常に同世代間の厳しい競争にさらされながらも、がんばり続けて日本の高度経済成長を支えてきたと言われる。彼らの行動力の背後にあった価値観は、生活水準の向上というような現実的な理想があり、それに向かって出来るだけ努力するという価値観であった。そういう将来志向型の価値観があれば、自分をとりまく現実への不満にも大体耐えられた。

しかし、その後の世代、いわゆる「団塊ジュニア世代」はいうまでもなく、「新人類」・「オタク」世代は、明らかにそういう価値観を共有出来なくなっている。彼らは、かつて高度成長期に共有されていた日本社会に核家族の幻想がもはや成り立たないことも身をもって知っている。彼らは「苦勞して将来に備える」というような価値観そのものを信用していない。

しかもよく考えると、今の日本社会では、その判断こそ現実的だし、合理的でもある。少なくとも、そういう面がある。現在の日本の悲劇の一つは、社会の重要部分の担い手がまだ団塊世代以上であり、少数の理解者を除けば、ポスト団塊世代以後の若者が共有している醒めた感覚を理解できないでいることである。若者に不審や不満を抱きつつ、ともに探るべき方向性も分かりえていないという点にある。

そういう観点からすると、21世紀の教育改革関連委員会の委員には、ポスト団塊世代以後の思想家はもちろん、作詞家、漫画家など若者が浸っているサブカルチャーの担い手に多数参加してもらわなければならない。老年世代が、過去の価値観によって苛立った義務や規制を強化することが、どんな鬼子を生み出すことになるか恐ろしいものがある。90年代前半の政策失敗の教訓から学ぶべきであろう。

ポストモダンの思想も吸収した大統合理論であるN. ルーマンの理論(社会システム論)を現代の日本にあてはめてみる。

今日の日本のように高度に複雑化した社会システムでは、多数のサブシステムがそれぞれの選択によりそれぞれの要求にしたがって複雑に試行錯誤を繰り返しているとみることができる。

そして、人間はカントなどが思い描いたような独立した一貫性のある主体などではありえず、それぞれが自己をとりまく環境のなかで、必ずしも一貫性なく試行錯誤を繰り返してゆかざるをえない存在である。したがって、本人たちにとって強固と思われている人と人の相互理解や信頼も、常に流動的で、相互の期待や誤解の混合物である。この点から言えば、現代人は前近代社会におけるような堅固な人間同士の絆を本質的に持ち得ない。

しかし、他面からいえば、多数の人間がより広くかつ深く自分の多様な人生選択を可能にした社会なのである。それが第3世界の犠牲の上に立っていると、環境破壊を危機的にしていると、かという本質的問題を内包しているものの、その内部に生きるものとしては、この社会の多様な可能性をできるだけ活用して、さらに先を考え実践して行く他はないという事になる。

1991年に『コミュニケーション不全症候群』において当時の若者の実態に警鐘を鳴らした中島梓は、「やおい」作品を好む女性の心境を描いた近著『タナトスの子どもたち』の中で、

きわめて異常な事件をひきおこした一人の人間よりも、何の事件もおこさない10万人の人間が新しい奇妙な動きをみせはじめていたら、そのほうがおもしろい、といっは語弊がありますね、そのほうがもしかしたら重大な予兆であるのではないかと私は考えるのですね。

といっている。³⁸⁾

この暗示的言葉が、今度も的中してしまう事を恐れる。さらに多量の普通のわかものが、異

常行動を連鎖的に起こす事態への恐れがある。的中してしまわないための社会の健全化は、逆接的だが、宮台真司氏の主張するように、一定の条件のもとでの売春の公認や薬物使用の容認を含む、常識的には「社会の不健全化」とされている内容を容認するものになるかもしれない。簡略化して言えば、「水清ければ魚住まず」という昔からの格言のとおり、きれいごとの規制が往々にして、意図せぬ鬼子を生み出すという最近繰り返された経験を振り返るべきであろう。それはまた別の問題として、よく考えなければならない。

抽象的な一般論が続いたので、最後に自分の大学の現在の学生処罰規定について書いておこう。

私の大学では、「学生の懲戒に関する申合せ」を昨年末に制定した。この中で、「『定期試験等における不正行為』で自宅謹慎等言い渡された学生は、当該学期の履修単位をすべて無効にする。」とした。

また薬物犯罪について、但し書きに情状酌量の余地を残したものの、「薬物の自己使用」に対する懲戒処分は「退学又は無期停学とする。」と規定した。大学で規定をつくったり改定する場合、似たような他大学の規定を参照して原案をつくるので、他大学も同様な規定だと思う。しかし、これは学生の実態に合わない外向けの規定ではなかろうか？

今の大学の多人数授業のテストでは、監督者が少し油断すれば多くの大学でカンニングする学生が出る確率は、残念ながらかなり高いのではなかろうか。自分の所属する教育学部（国立大学の教育学部で？と驚く人は、学生の実態を知らない人である。）のみではあり得ないであろう。彼らの多くは大学の授業にはおおかた興味はないが、単位を揃えて卒業する事は、自分の将来にとって極めて重要であると考えている。それは、ある意味でよく分かる。

したがって、カンニングを誘発しないために

は、はじめから学生が喜ぶ「持ち込み可」のテストにするか、受講者が100人を越えた授業のテストなどは監督者を2名にするなどの処置が必要であり、事実そのようにしている学部もあると聞く。

私は、この10月から始まった自分の多人数授業で11月に行ったテストでは、カンニングを誘発しないためには、自分の指導下の二人の院生に立ち合ってもらった。監督者が多かったため、また事前の注意が行き届いたため、結果的にはカンニングの兆候さえなかった。

しかし、今の学生は軽い気持ちでカンニングしがちで、処分の重さに気づいていくら悔やんでも後の祭り、規定通りなら、教育実習の履修条件などがある教育学部では、卒業時期が1年遅れる可能性が大きい。厳罰規定で予防効果をねらっても、それを破るものが多数出てしまった時の事も考えると恐しい。

「薬物の自己使用」についても、どういう薬物か何の規定もなく良いのだろうか。薬局で売っている程度の精神安定剤の使用でも、「退学又は無期停学」とされてしまう可能性が皆無といえるのか？

実は私は、この「申合せ」制定当時、事前に異議をはさんだり、問題提起できる全学の委員会のメンバーであった。しかし、真面目な（堅い？）他学部の理科系の代表が多数の委員会で、改正の異議を申し立てても、会議を紛糾させるだけなので、多少の心配を述べたのみで引き下がるという対応しかなかった。

以上の例など考えても、教育問題は一般的に、善意の解釈や弾力的運用を前提にしないと日常の教育活動も支障を来すと思うが、いかがなものであろうか。

[注]

1. 宮台真司、速水由紀子『サイファ覚醒せよ』（筑摩書房、2000）48pなどを参照
2. 現新潮文庫、1997
3. 太田出版、1999

4. 文藝春秋、2000
 5. 渡邊光男「教育改革の変遷と問題点」(『季刊教育法』、127号、2000.12)などを参照
 6. 三浦展『新人類親になる』(小学館、1997)及び宮台真司、速水由紀子前掲書41pの注を参照
 7. 片岡徳雄(日本子ども社会学会『いま子ども社会に何が起っているか』第1章第1節北大路書店、1999.6)、佐々木知子『少年法は誰の味方か』(角川 ONE テーマ21、2000) 7p参照
 8. 寺脇研『対論 教育をどう変えるか』(学事出版2001.8) 40p
 9. ちくま文庫、筑摩書房
 10. 『おたくの本』別冊宝島104
 11. バルコ出版
 12. 藤井誠二『18歳未満「健全育成」計画—淫行条例と東京都「買春」処罰規定を制定した人々の野望—』(現代人文社、1997)
 13. 以上、詳細は宮台真司『制服少女たちの選択』(講談社、1994)、同『まぼろしの郊外』(初版、1997)朝日文庫所収「テレクラ民俗誌」などを参照
 14. 『新世紀エヴァンゲリオン』については、切通理作編著『はくの命を救ってくれなかったエヴァへ』(三一書房、1997)などを参照。尾崎豊については、小高良則編『尾崎豊への伝言』(リム出版、1992.7)などを参照
 15. 横島章編著『信頼の崩壊』(下野新聞、1998) 43p
 16. 宮台真司・藤井誠二『脱社会化と少年犯罪』(創出版2001.7) 21p、宮台真司・香山リカ『少年たちはなぜ人を殺すのか』(創出版2001.1 2) 20p参照
 17. 宮台真司・藤井誠二、同上書81p
 18. 尾木直樹、宮台真司『学校を救済せよ』(学陽書房、1998) 24p参照
 19. 宮台真司『透明な存在の不透明な悪意』(春秋社、1997.11)参照
 20. <http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/1222report.html>を参照
 21. 同上ホームページを参照
 22. <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/kaigikai.htm>を参照
 23. http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/21plan/p0.htmを参照
 24. 日本青少年育成学会『青少年育成研究』紀要第1号、2000.1.5西原春夫会長の「まえがき」による
 25. 門脇厚司「青少年育成研究の方向と課題—17歳論議の陥穽を糺す」『青少年育成研究』紀要第1号
 26. A. トフラー、鈴木健次他訳『第三の波』(日本放送出版協会、1980) 186p以下参照
 27. <http://www.php.co.jp/news/live/98-2t.html>などを参照
 28. 室田泰弘「デジタル・エコノミー・米国と日本」(日本国際問題研究所『国際問題』No495、2001.6)
 29. 文部科学省「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」最終報告
 30. 大塚英志、東浩紀「批評とおたくとポストモダン」『小説 TRIPPER、週刊朝日別冊』2001夏季号
 31. 生活安全局少年課『平成13年上半期少年非行等の概要』
 32. 「平成12年度「成人式」実施状況調査結果」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/13/04/010420.htm#1と同名目であるが、実質的に今後の対策のためのアイデア提示と読みとれる
 33. 前掲、大塚英志・東浩紀「批評とおたくとポストモダン」参照
 34. L. レッシング、山形浩生訳『CODE—インターネットの合法・違法・プライバシー』翔泳社、2001.3
 35. 佐藤直樹『大人の<責任>子どもの<責任>』青弓社、1993参照
 36. 鶴見済『檻のなかのダンス』(太田出版、1998)の第1章「完全監獄マニュアル」を参照
 37. 飛鳥新社、1998
 38. 筑摩書房、1998、342p参照
- (注：ここで用いたインターネット上のホームページのURLは2001年11月時点のものである。)
- (以上)